

令和 8 年熊本地震による被災農林漁業者への金融支援

令和 8 年 8 月 7 日

農 林 水 産 省

1 被災農林漁業者等の運転資金の調達を支援するため、以下のとおり対応。

- ① 農林漁業セーフティネット資金の貸付限度額を「600 万円又は年間経営費等の 12 分の 6」から「1200 万円又は年間経営費等の 12 分の 12」に引上げ
- ② 農林漁業セーフティネット資金、農業近代化資金等の災害関連資金に係る貸付当初 5 年間の金利負担軽減（2 %）等
- ③ 災害関連資金の実質無担保・無保証人での貸付け
- ④ 農業近代化資金等の借入れについて、農業信用基金協会等の債務保証の実質無担保・無保証人での引受け及び引受当初 5 年間の保証料を免除

2 被災した農林漁業用施設等を復旧するための施設資金の調達を支援するため、以下のとおり対応。

- ① スーパーL 資金、農林漁業施設資金、農業近代化資金等の災害関連資金に係る貸付当初 5 年間の金利負担軽減（2 %）等
- ② 災害関連資金の実質無担保・無保証人での貸付け
- ③ 農林漁業施設資金の貸付限度額を「負担額の 80 %又は 1 施設 300 万円（特認 600 万円）」から「負担額の 100 %又は 1 施設 1200 万円」に引上げ
- ④ 農業近代化資金等の借入れについて、農業信用基金協会等の債務保証の実質無担保・無保証人での引受け及び引受当初 5 年間の保証料を免除

3 このほか、被災農林漁業者等が意欲を持って経営を再開できるよう、関係金融機関に以下のとおり要請済み。

- ① 新規融資に際しての円滑な融通
- ② 既往融資に関して、償還猶予などの適切な措置